

「卸売業者、仲卸業者及び関連事業者以外の者に対する
市場施設の使用許可に関する審査基準」の新設の概要
(神戸市中央卸売市場業務条例及び同条例施行規則関係)

1. 趣旨

このたび神戸市中央卸売市場では、卸売業者、仲卸業者及び関連事業者以外の者に対する市場施設の使用許可に関する審査基準を新たに定めます。

2. 新設する審査基準

卸売業者、仲卸業者及び関連事業者以外の者に対する市場施設の使用許可基準

3. 基準の概要

卸売業者、仲卸業者及び関連事業者以外の者に対する市場施設の使用許可は、神戸市中央卸売市場業務条例第 52 条第 2 項及び同条例施行規則第 41 条に基づいて行います。

ただし、使用料等を滞納し、市場施設の使用許可を取り消された者で、以下(1)・(2)の全ての条件を満たさない者は、市場施設の使用を許可しません。

(1)市場施設の使用許可の取消してから3年以上経過した者

(2)滞納していた使用料等をすべて納めた者

その他、許可をすることが不相当と認められる者についても、市場施設の使用を許可しません。

(参考)

神戸市中央卸売市場業務条例

第 52 条 (前略)

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、市場施設の使用を許可することができる。

同条例施行規則

第 41 条 条例第 52 条第 2 項の規定により市場施設の使用の許可を受けることができる者は、次に掲げるものとする。

(1) 国又は地方公共団体

(2) 市場の運営上市場施設の使用を必要とする団体

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるもの

4. 審査基準(案)

別紙のとおり

5. 改正予定時期

令和6年12月中

(案)

卸売業者、仲卸業者及び関連事業者以外の者に対する市場施設の使用許可基準

神戸市中央卸売市場業務条例（以下「業務条例」という。）第 52 条第 2 項に規定する卸売業者、仲卸業者及び関連事業者以外の者に対する市場施設の使用許可は、神戸市中央卸売市場業務条例施行規則（以下「業務条例施行規則」という）第 41 条に基づき行う。

ただし、業務条例施行規則第 41 条（2）及び（3）については、許可を受けようとする者が次のいずれかに該当するときは市場施設の使用を許可しないものとする。

1. 業務条例第 53 条第 1 項に規定する使用料及び同条第 2 項の規定により使用者が負担することとされている費用（以下「使用料等」という。）を滞納し、市場施設の使用許可を取り消された者で、以下のすべての条件を満たさない者
 - （1）市場施設の使用許可の取消してから 3 年以上経過した者
 - （2）滞納していた使用料等をすべて納めた者
2. その他、許可をすることが不相当と認められる者

附 則

この基準は、令和 6 年 12 月〇日から施行する。